

学校における甲状腺検査の継続を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年目を迎えようとしている。

福島県では、原発事故後、放射線被ばくへの不安を踏まえ、「県民健康調査」が実施され、取り分け被ばくの影響を受けやすい子供たちに対しては、甲状腺検査が行われてきた。現在、この甲状腺検査をめぐり、検査のデメリットが強調され、学校での集団検診を見直す動きが高まっている。

学校検診を見直す理由として、一部の専門家は、200人以上もの甲状腺がんが見つかったことについて、手術の必要のないがんを見つけているとする「過剰診断」が起きていると指摘している。しかし、多数の子供の甲状腺がんを執刀している鈴木眞一福島県立医科大学教授は、「治療した症例に過剰診断がないとまでは言い切れないが極めて限定的」と主張し、「過剰診断」を否定している。

また、「県民健康調査」検討委員会の県外の委員の中には、検査の強制性を問題視する委員もいるが、これについても現在既に任意検査となっており、検査を受けたい県民の思いを置き去りにした議論となっている。むしろ、子供や家庭の事情で、検査を受けたくても受けられないことが生じる事こそ問題である。実際、多くの住民が、学校での集団検診の継続を望み、県に要望書も提出している。

さらに、学校の負担が大きいとの指摘もあるが、学校の負担を考えるのであれば、人的配置をするなど、検査継続を前提に合理的な支援策を検討すべきである。

去る1月15日の検討委員会で、事故当時0歳と2歳の女児が甲状腺がんと診断されたことが分かった。この患者も学校での検査がきっかけで、がんが見つかったと考えられる。子供たちにとって、いかに重要な検査であるか再認識すべきである。

事故当時の被ばく線量はいまなお不透明であり、健康に影響が起きないと断言することはできない。学校での集団検査がなくなれば、受診率は大幅に減り、甲状腺がんの状況を継続的に把握することは困難になる。甲状腺がん和被ばくとの因果関係を突き止めるためにも、学校での集団検査の継続が必要である。

よって、当市議会は、福島県に対し、下記事項について強く要望する。

記

学校における集団甲状腺検査の見直しを行わず、従来の検査方法を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月16日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

【意見書提出】

福島県知事 内堀 雅雄 殿